

# 鹿児島県の最低賃金

みんなチェック！最低賃金。

## 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	821円	令和3年10月2日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	842円	令和3年12月17日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鑄ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	872円	令和3年12月16日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	821円	左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありませんでした。 このため、令和3年10月2日から鹿児島県最低賃金821円以上の支払いが必要となります。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する  
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

業務改善  
助成金

中小企業・小規模事業者の皆さんへ 生産性向上に向けた取組を支援します [詳しくはこちら](#) 業務改善助成金 検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター (☎03-6388-6155) 又は  
鹿児島労働局雇用環境・均等室 (☎099-223-8239) 又は  
鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内☎0120-221-255)

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>